

平成 2 7 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白井正三郎
教育長職務代理者	石井正治
委員	上野操
委員	松原秀成
委員	尾上郁子

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	稲垣達也
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同主査	飯田常雄

白井教育長	開 会 時 刻 午後１時 ただいまから、平成２７年第２２回教育委員会定例会を開催します。 本日は１名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	はじめに日程第１、署名委員を決定します。上野委員と尾上委員にお願いします。 続いて日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、前回継続といたしました第５２号議案、平成２６年度教育委員会事務事業点検評価の実施についてを議題といたします。内容について、事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進課長	前回ご審議いただきました、平成２６年度事務事業点検評価と、その案の内容についてでございます。 前回の委員会の中で、委員さん方からいただきましたご意見につきまして、今回お手元にお配りいたしました資料の中では、一番最初は１１ページをごらんいただければと思います。赤字で訂正文のほうを記載させていただいております。前回のご意見の中で、この部分の効率的なところにつきまして、費用対効果というような文言が入ってございました。これについていかがなものかということでご意見をいただきまして、このような形に変えさせていただいております。 それから、１２ページでございます。こちらは中学校の改築事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、今回は松江第五中学校、中学校の改築事業ということで事業名を取り上げておりますので、内容につきましては松江第五中学校の改築事業についてということで変更をさせていただきました。 １２ページ一番下の数値でございますが、こちらも前回の数値が途中段階のものでございましたので、ここで改めさせていただいております。

	続いて、１３ページでございます。まず、改築事業にかかわる有効性の部分でございますが、こちらにつきましても、このような形で一般的な、具体的な施設の活用状況を記載したほうがというご意見をいただきましたので、このような形で記載をさせていただいております。 続いて、総合評価の赤字で示しております、前回４ということで記載しましたが、委員さん方のご意見をいただきまして５ということで訂正をさせていただいております。 続いて、１４ページであります。教育相談のところで、前回は心理という言葉を使っておりましたけれども、臨床心理士という正しい表記に変えさせていただきました。 続いて、１５ページであります。こちらの成果の部分でございますが、学校サポート教室の内容について、具体例を挙げたほうがよりわかりやすいということでございましたので、このような活動の具体例を記載させていただいております。 それから、１６ページでは、文言の整理。一番上の部分です。以上のような訂正をさせていただいております。以上でございます。
教 育 長	前回、事務事業点検評価の実施ということでご意見をいただいて、そのところを事務局で直したところ等々を説明いただきました。全体を見て、このことにつきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	全体ではなくて、非常に細かいところで恐縮なのですが、１３ページ赤字の部分で最後のほうなのですけれども、かまどベンチのかまど、不勉強で申しわけないのですが、かまどってこういう字でしたか、そうであればいいのですけれども、何かちょっと違うかなと、１文字であるような。これで正しければ、これでいいのですが。
佐藤学校施設 担当課長	正しい名称を確認させていただきます。
教 育 長	釜戸ベンチのかまどという字の確認ですね。 前回、もう皆さんからいろいろご意見をいただいております、そのところを直したところでございますので、よろしいですか。 それでは、このことにつきましては、今のところご意見ございましたので、そこだけ確認させていただきまして、報告書として決定させていただいてよろしいでしょうか。

教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 では、そのように決定させていただきます。 続いて第５４号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取を議題といたします。この議案は、教育に関する予算・条例案について平成２７年、第４回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものであります。本件は、議会に上程される前の議案に関することでもありますし、政策形成過程にある案件でもありますことから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 また第５５号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についても同様に、政策形成過程にある案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。
教 育 長	〔賛成者挙手〕 賛成多数でございます。 これより会議は秘密会とさせていただきます。 なお、第５４号議案及び第５５号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。 それでは傍聴人の方、退室をお願いいたします。
教 育 長	〔第５４号議案及び第５５号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕 それでは、第５４号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第５４号議案、教育に関する事務の議案についてでございます。お手元に、区長から教育長宛の意見聴取についての文書の写し、それから１点目でございます。補正予算、教育費の案ということで１枚お配りしてございます。まず、こちらの補正予算案からご説明をさせていただきます。 今回の補正予算でございますが、歳出でございます。下の欄の内訳をごらんいただければと思います。教育費、教育推進費の一般職の給与費（中学校

費)でございます。こちらで、これまでの計上額であります7億3,895万3,000円に補正額936万7,000円を補正をいたしまして、合わせて7億4,832万円とするものでございます。この内容につきましては、予算計上時につきまして現員現給という手法を取っております。予算編成時は110名の職員を予定しておりましたけれども、平成27年度当初から112名ということで職員数が2人分増えてございます。

ただ、今回、小学校費、その他がなく、中学校費だけ計上させていただいた理由といたしましては、この後、議案としてお諮りをさせていただきます給与費の改定に伴いまして、中学校費のみに不足が生じたので、ここで補正予算として計上させていただいているものでございます。1点目は、以上でございます。

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のことにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げました職員の給与の改定に伴いまして、今回の条例改正を議案として提出しているものであります。

今回の給与改定につきましては、まず1点は、月例給の改定です。公民格差、公務員の給与は、特別区の人事委員会で民間の給与と公務員の給与の格差について毎年調査をした上で、その格差についてプラスしたりマイナスすると、そういうことを行っております。今年の改定につきましては、平成27年4月時点で公民格差の結果を受けまして、職員の給与は民間事業者の給与を下回っていた。その格差が1,413円、率にしまして0.35%というものでございまして、これを解消するために月例給を引き上げるということでございます。特別区人事委員会の勧告に基づきまして、特別区の統一交渉が行われた結果、幼稚園教育職員の給与表も改正する必要があるというものでございます。改定のポイントとしては、月例給、それから扶養手当が含まれております。

それから、もう1点は特別給でございます。こちらは勤勉手当というものでございますが、0.1カ月分の引き上げということになります。現行4.2カ月分でございますが、これが4.3カ月分になるというもので、勤勉手当に振り分けるということでございます。

それではすみません、条例の新旧対照表でご説明をさせていただきます。今申し上げました内容が、この条例の中でうたわれております。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条としまして、これは遡及分というものの、27年4月1日にさかのぼって遡及をしますということを規定するためのものでございます。1枚目の第11条の第3項第3号で、

前項第2号から第5号まで超える者のうち2人までの者ということで6,000円。以前は5,500円でした。これは、先ほど申し上げました扶養手当の支給額を改定するものです。こちらにつきましては、これまで子ども1人について5,500円でしたが、これについては500円を上乗せして6,000円ということになります。

それから、第4号であります。同じく前項第2号から5号までに超える者のうち、第2号に該当する者以外の者、これは実の父親、実の母親に対する扶養手当の額です。こちら5,500円から6,000円に引き上げるという内容でございます。

続いて、2ページ目をごらんください。こちらは第30条で、特別給の勤勉手当に関する規定です。こちらは2項で、今までは右側のほうで100分の80、それから管理職については100分の100となっておりましたが、これを引き上げるものとして100分の90、それから管理職の100分の110ということでの割合の改正でございます。それから3項では、再任用職員にかかわる規定の改正です。右が100分の80とあるものは100分の37.5と書いてございますが、こちらが100分の90とあるのは100分の42.5、それぞれの支給割合を改定させていただいたというものでございます。

続きまして、3ページ目の赤字で示させていただいております別表第1ということでございまして、別におつけしている別表が給料表でございます。こちらに新旧を並べて給料表の改正となりますという内容でございます。これが、まず1点でございます。

4ページ目をおあげください。こちらは一部改正条例の第2条関係になります。こちらでは勤勉手当の支給について、先ほど0.1カ月の増を申し上げましたけれども、本則といたしまして0.5ずつを2回に分けて支給をしますという改正でございます。先ほど申し上げました第30条のところで、勤勉手当の100分の90と今まではなっておりますが、これを100分の85、それから管理職にあっては100分の105ということで、こちらにつきましては勤勉手当、6月分と12月分に分けて0.1分を支給しますという改定でございます。同じく先ほども申し上げた3項では、再任用職員に関する規定でございます。

付則をごらんいただきたいのですが、6ページ目でございます。今回の、ちょっとわかりづらくしているのは、基本的には条例で付則の第1項の施行期日になりますが、この条例は公布の日から施行するということで、今回の条例が改正されまして、議決をいただいてから交付をします。その時点で施

	行しますということです。 ただしということで、第2条の規定、これは勤勉手当の支給でございます。先ほど申しあげました第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。先ほどの説明で第2条関係ですと申しあげたほうは、4ページ目以降は、平成28年4月1日から施行します。ですので勤勉手当の0.1カ月分を0.5ずつ、6月と12月に支給を分けるというのは、来年度からの実施となりますということです。 第2のところをごらんいただきますと、第1条の規定、先ほど申しあげました第1条の1ページ目からの規定でございますが、この扶養手当、それから別表の給料、そういったものと、あと勤勉手当の0.1カ月分を規定していますけれども、この部分で2項のほうでは括弧書きの中に第30条、第2項及び第3項の改正規定を除くとなっております。この付則第1項で28年から実施するといっておりますので、第2項のところでは第1条の規定の中から、その部分は除きますと、また、もう一回いっています。それにより、改定は27年4月1日から施行します。 ですので、給料表の改定と扶養手当の改定はさかのぼります。27年4月1日にさかのぼりますということです。それから勤勉手当につきましては、第1条の中で0.1カ月分支給すると改正しましたので、今年度は12月を予定しております。12月に0.1分を一括で支給します。でも、本則である第2条の改定分の関係では、来年度以降は0.5ずつを2回に分けて支給します。そういう付則になっております。わかりづらくて、申しわけないです。2階建ての条例の規定になっています。それを一部改正条例の中では、第1号、第2号と分けて規定をされているというものであります。 付則の第3項、第4項につきましては、この改定の行われる前後に昇格等があった場合の取り扱いについての調整の規定でございます。 今回、ご提案しているのは幼稚園教育職員のものでございまして、区長部局では我々職員の給与条例も、同様の改定を今回の議会で上程されているというものでございます。よろしいでしょうか、まず1点目の報告でございます。
教 育 長	これが第54号ですね。
教育推進課長	引き続きでよろしいでしょうか。
教 育 長	合わせて説明いただいて、合わせてご質問等々いただきましょう。

教育推進課長	それでは、第 5 5 号議案でございますが、こちらにつきましては、今申し上げた幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するもののもとで、勤勉手当に関する規則の一部を改正についてでございます。先ほどの条例を受けまして、規則のほうで同様に支給割合を規定する改正でございます。 第 4 条の第 1 項第 1 号に書いてございます職員の勤勉手当の支給は 1 0 0 分の 9 0、そして括弧書きの中にある管理職職員では 1 0 0 分の 1 1 0 ということで、0 . 1 カ月分を改定した内容になっている。同じく再任用についても同様でございます。 なお、この規則は 2 ページ目のほうにございます付則で、この規則は公布の日から施行をするというものでございます。今年度分のことを、まず、ここで規定をさせていただきました。その改正の規則でございます。先ほどご説明したように、来年度につきましては 6 月、1 2 月という 2 回に分けて 0 . 5 という引き上げを行いますと申し上げました第 2 条関係のものにつきましては、改めまして次回の教育委員会で規則としてご提案をさせていただきたいと思っております。 実は、この給与改定の特別区の統一交渉が行われたのは先週の木曜日の夜でございました。その後、今回の第 4 回の区議会定例会に追加議案として出されるものです。毎年この時期でございまして、それに伴う補正予算等も絡みますので、どうしても追加でないと間に合わないという状況があります。勤勉手当を申し上げますと例年 1 2 月 1 日が、この勤勉手当の支給の基準日となっております。ですので、そこまでに改定をできないと、今年度の勤勉手当の支給について改正が間に合わないという状況の中で、申しわけありません、金曜日にこれが決定し、今日、このような形で上程をさせていただいているというものであります。区の職員と合わせて幼稚園教育職員の分の給与改定、それに伴います勤勉手当に関する規則の一部改正ということになってございます。以上でございます。
教 育 長	ただいま第 5 4 号議案及び第 5 5 号議案について、事務局より説明をいただきました。それでは 2 議案合わせてになりますが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
松 原 委 員	最初の教育費のほうなのですけども、中学校費ですよ、確か人数が七億三千八百何がしなのですが、1 1 0 名というのは、どういう。

教育推進課長	これは区費の職員でございます。
石 井 委 員	別表第 1 の給料表でお伺いしたいのですが、先ほど江戸川区と民間との給与格差があるということで、それを解消するための給料アップという説明だったのですが、こういうような給料をアップすることで格差というのは、どのくらいまで是正されることになるかとシミュレートできていますでしょうか。
教育推進課長	細かなデータはないのですが、基本的に、この給与については特別区人事委員会の勧告のもとになるもの、確か 50 名以上の中小企業の方々の給料費と特別区の職員の給与の、これを比較をしております。その平均ということで、その差額について同じレベルまで上げるということが原則となっております。
尾 上 委 員	社会の平均というのは都ベースで、東京都の平均というのをとっていらっしゃるのですか。
教育推進課長	そうなります。
教 育 長	50 人以上の企業ですね、すごい大きな企業も入ってしまうのです。都内の企業としては、何千人ベースのも入りますよね。
上 野 委 員	民間が基準になるというのは、区立、私立の幼稚園や何かなのですか、それに限らない、一般企業。
教 育 長	一般企業で、よろしいですね。
教育推進課長	一般企業でございます。 実は、以前はもっと大きな企業が基準だったのですが、それでは社会の情勢に合っていないということで、50 人以上ということになりましたが、大分、そこでは組合とのやりとりはあったということを記憶しております。
教 育 長	よろしいでしょうか。 では、55 号議案についても特段ということで、今ので一緒によろしいでしょうか。

教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは他にないようでございますので、第５４号議案の意見聴取については異議なしと決定させていただき、区長に、その旨を回答させていただきます。 第５５号議案は、原案のとおり決定させていただきます。 秘密会は、ここまでといたします。傍聴人の再入室を認めます。 続いて日程第３、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、平成２８年度入学中学校選択制の抽選結果についての報告にまいります。それでは事務局から説明をお願いします。
住田学務課長	お手元の資料をごらんいただきたいと思います。先週の木曜日にグリーンパレスで、松原委員さんにご出席をいただきまして公開抽選を行ったところであります。 今年度につきましては、９校が抽選対象校になったということで、去年は１２校でしたので３校ほど少なかったということであります。抽選会のほうで当選者を決定し、それから補欠登録者の順位を決めたというような状況になっております。補欠登録者に対しては、来年の２月末までに私立等の合格の状況等を勘案して、繰り上げ当選者のほうを決定するというもので、この９校以外の学校を希望した方は、最初から受け入れができなかった５校を除いて、全員希望の学校に入学ができたという、そういう状況であります。報告は、以上でございます。
教 育 長	ただいま事務局より説明を受けましたが、このことに対しましてご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	当選者数ゼロというところをお聞きしたいのですが、当選がゼロということは、誰も受け入れられないですよということだと思のですが、それだとすると、どうしてはじめてから抽選をしたのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。
学 務 課 長	この抽選については、最初から全く通学区域内の子どもが学校のキャパシティーというか収容能力を上回ってしまえば、それは受け入れができない学校のほうに入るのですけれども、小松川一中とか葛西三中については、ぎり

	ぎりで受け入れられそうだとこのころで10人程度というふうに入っていた学校です。その後、また転入、転出者がいたりとか、そういったところの状況も加味しながら、例えば小松川一中については、その後の状況を見て、通学区域の子どもたちでほぼいっぱいになってしまったものですから、抽選会のときには当選者ゼロで、補欠の順位だけを決定していて、また来年の2月ぐらいの時点で、転入・転出者、それから私立の合格者等を加味した上で、繰り上げができる場合には1番から順に繰り上げていくと、そういうような形になっていることであります。
上 野 委 員	今の報告は小松川第一中と葛西第三中でしたが、あとゼロが二つあるでしょう、清新第一、小岩第二、これは今の理由と違うのですか。
学 務 課 長	できるだけぎりぎりまで転入・転出者の様子だとか、そういったものを見ながら当選者数とか、この補欠登録者というのは希望した人の最後までということになるのですが、当選者の人数をそれぞれの学校長と相談して決めたというような形であります。
上 野 委 員	そうするとゼロは、全部理由は同じですね。
学 務 課 長	はい、同じです。
教 育 長	よろしいでしょうか。 なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、12月の不登校対策強化月間の取り組みについての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。
稲垣指導室長	12月の不登校対策強化月間の取り組みについて、報告をいたします。教育研究所の案件でございます。12月の不登校対策強化月間の取り組みについてということで、冬期休業を迎える前に、この12月、これまでの1年間の不登校対策の取り組みを振り返ることによって、冬期休業明けの不登校の増加等に対応するものでございます。 内容につきましては別紙のとおりでございますが、取り組みの重点4項目、それから取り組みの内容ということで書かせていただいております。とりわけ昨年度末に策定した基礎情報カード、引き継ぎカード等を活用して、この不登校対策を図ろうとするものでございます。以上でございます。

教 育 長	説明がありましたが、皆さんにご意見いただく前に、基礎情報カードと引き継ぎカードについて、もう少し説明をお願いします。
指 導 室 長	これまで個票システムということで電子データ上で、月5日以上欠席、あるいは年間通して30日以上欠席した場合に、不登校傾向の子がいるということを全校で共有するというシステムがありました。実際、月5日以上欠席しなくても、ちょっとこの子、不登校になりそうだなというところを担任等が見取っていくところがございます。それを引き継ぎカード、一人1枚なのですけれども、引き継ぎカードに、ちょっとこのところ遅刻が増えてきたとか早退が増えてきたとかいうことも含めて、不登校の概念に当たらないのですが、ちょっと気をつけて見てくださいねという、一人一人のカードを作成いたします。それが引き継ぎカードです。これは学年が変わったり、あるいは小学校から中学校に上がる时候にも個人情報ですので、口頭で小学校から中学校に伝えるということになります。 それから基礎情報カードというのは、それを一覧にしたものでございます。これも目的は同じでございますが、不登校傾向になる前の子どもたちの様子を小学校、校内全体で、あるいは小学校から中学校への引き継ぎのときに、きちんと子どもの情報を伝えようというものでございます。これは昨年度末からはじまったものでございますので、改めて、そのところをきちんと作成して、全校体制で取り組みをしているものです。
教 育 長	取り組みについての説明がございましたが、そのことについてご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
尾 上 委 員	素晴らしい取り組みだと思うのです。ぜひ、こういうものを大事にして、不登校になる子どもたちがないように対応していただければと思うのです。 それともう一つ、江戸川区外から来られた子どもさんへの対応は、いろいろな事情で引っ越しをされるということもあると思うのですが、その辺は、どのような対応をされるのでしょうか。
指 導 室 長	区内でも同じでございますけれども、転入があったときには、電話等で前任校での様子等、担任同士が何か配慮することはありますかみたいな聞き取り、その引き継ぎをやっております。

松 原 委 員	校長先生の意識も大きいと思うのですけれども、ぜひ周知をよろしくお願いしたいと思っております。 今年を振り返ってみますと、2月の川崎の事件からはじまって、大きなところでは岩手、それから最後は名古屋。名古屋については小学校の、いわゆる不登校だとかいじめにかかわるような情報が、新聞報道によりますと中学校のほうに十分に伝わっていないとかいう報道があったようです。 まさに、こういう本区のような取り組みが、情報を共有化して、個人情報はあるのですが、小・中のつながりといいますか、ぜひ不登校の改善の一助になってもらいたいなというふうに思っております、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思っています。
教 育 長	ご意見をいただきましたが、他にございますでしょうか。
石 井 委 員	お伺いしたいのですが、不登校になってしまう時期としては、統計的にということなのですか、どの学年で不登校になってしまうというのが一番見られる時期でしょうか。
指 導 室 長	学年で言えば、よく言われるように小学校6年生から中学校に入った中学校1年生が、小学校6年生に比べるとかなり多くなります。時期的には夏休み明けと、それから冬休み明けという、長期休業明けに多くなるところがございます。
石 井 委 員	お聞きしました意図は、取り組みの重点といたしまして、小学校6年生、中学1年生というものを重点的に見ていこうねということなのですが、ですけれども、この趣旨としては不登校対策全般的に強めるということかなと思ひまして、その中でも重点というのは納得はできるのですけれども、ちょっと自分の中で小学6年、中学1年というところを出してしまってもいいかなというのが、気になるところです。
教 育 長	何か、この点ありますか。
指 導 室 長	おっしゃっている意図はよくわかっておりますが、この中でもさらに、全体の中でも重点ということで、この学年に特に着目していただきたいということで書かせていただきました。

教 育 長	全体は全体なのですよ、もちろん。中１ギャップがあったりするということだと思います。
上 野 委 員	３、取り組み内容の星印のところ、私も、これは大切なことだと思うのですが、小中連携というけれども、同じ区内の小学校から中学校へ行く場合と、他区へ行くとか他県へ行くことがあり得ますよね。これは学区とかに関係なく家庭の事情で、そうなる場合があるし、それが関連して起きるという場合もあるみたいですよ。そのあたりの連絡、そのあたりも結構大切ではないでしょうか。
指 導 室 長	先ほど冒頭でお話させていただいた基礎情報カードとか引き継ぎカードは、あくまでも区内で。なおかつ小から中へは口頭で、このような子どもがいるということを伝えるものでございますが、とりわけ配慮を要する子どもたちが区外、あるいは都外へ転出する場合には、転出する側から極力情報をお伝えするように、また周知、徹底したいと思います。
教 育 長	大切なことですね。
松 原 委 員	他県から本区の小・中学校に来る場合には、指導要録の写しが送られてきます。そこには成績だけではなくて出席日数とか全部入っていますから、それを見れば、当然どういうお子さんかわかるわけで、先方の学校にお電話をして聞くというのが、現場では通常行われています。
上 野 委 員	記録も残している。
松 原 委 員	そうですね。
石 井 委 員	基礎情報カード、引き継ぎカード、これの作成が一番求めていることなのだと思います。 そうすると今度は書類として、３の取り組み内容で（１）（２）（３）（４）これが上下に分かれているという格好になっているのが、ちょっとわかりにくいなと思ったのです。そこの辺をうまく工夫していただけると、いいかなと思いました。
教 育 長	そのところをもう一度検討して出していただくということで、よろしい

	でしょうか。
上 野 委 員	先ほど、個人情報についての懸念という意見が出たというのだけれども、こういうふうにされるようになったと。個人情報の懸念というのは、どういうふうな意見が出たのか、それがクリアできたのか、それとも背に腹はかえられないということで強行したのか、そのあたりの事情を教えてください。
統括指導主事	これにつきましては、出席日数と欠席日数だけの情報というのは指導要録から出てくるのですけれども、その理由についてはさまざまなものもございます。それを克明に文章にして、小学校から中学校へ別組織に紙として渡すのはどうかというふうなことがございまして、これは今までどおり個人情報に配慮しなくてはならない事項かと思っています。 ただ、これをもとで各学校、小学校が作り上げたものをきちっと相手の学校の先生のほうに口頭でお伝えするというふうなことは、最低限の情報として必要なのではないかというふうなことで、取り組みを進めております。
教 育 長	他になれば、ただいま石井委員から出ました取り組み内容の書き方を、もう少し直すということで、ただいまの報告事項を了承することでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	続いて、年末年始の不登校対策についての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。
指 導 室 長	年末年始の不登校対策について、ご説明いたします。１枚Ａ４横判のものがございます。今の１２月の不登校対策強化月間とリンクするところでございますが、主に学校現場の教員を意識して、つくったものでございます。以上でございます。
教 育 長	これは教育研究所から、各学校の教員宛に出すものということでございます。今の説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	下のほうなのですが、１月以降の中学校の聞き取りに活用していきますとありますが、中学校の聞き取りというのは、どういうことでしょうか。

指 導 室 長	小学校 6 年生が中学校に進級する際に、今の不登校のことだけではなくて、一人一人の子どもたちの様子をしっかり中学校の先生方に伝えて、円滑な中学校生活をスタートさせるようにという聞き取りでございます。中学校側の教員が小学校側に、子どもたちの様子を聞くというものでございます。
尾 上 委 員	今の石井委員のほうから質問があったのですが、1 月以降の中学校の聞き取りというのは、中学校で小学生に聞き取りをするということですか。
指 導 室 長	教員同士の聞き取りです。中学校の教員が小学校の教員から、子どもたちの様子を聞き取るということです。
教 育 長	さっきの情報カードの話と絡んでいますね。よろしいでしょうか。 他にないようでしたら、この報告事項を了承したいと思います。 以上をもちまして、平成 2 7 年第 2 2 回教育委員会定例会を終了します。 お疲れさまでした。 閉会時刻 午後 1 時 5 6 分